

編集委員会における審査の基本方針（申し合わせ事項）

制 定 平成元年 2 月 23 日

一部改正 平成11年 3 月 17 日

1. 審査の目的

投稿された論文が、審査の基準に照らして掲載可能か否かを判断する。

2. 審査の基準

投稿論文は林学及びその関連分野における位置付けや貢献度などについて、次の項目に照らして審査される。

（1）新規性：論文の内容が、公知、既発表、または既知のことから容易に導き得るものでないこと。

（2）有用性：論文の内容が、学術的に価値があること。

（3）信頼性：論旨が通っており、結論などを信頼するに十分な根拠が示されていること。

さらに、論文は、演習林報告発行に関する申し合わせ・執筆基準に規定されたとおりに構成され、記述されていることを必要とする。

3. 審査員

投稿された論文の審査員は、編集委員会において決定する。著者との連絡は、すべて編集委員会が行ない、審査員の氏名は公表しない。

4. 論文の採否

論文は、上記の各項の基準に照らして総合的に審査される。審査の結果を審議し、論文の採否を決定する。